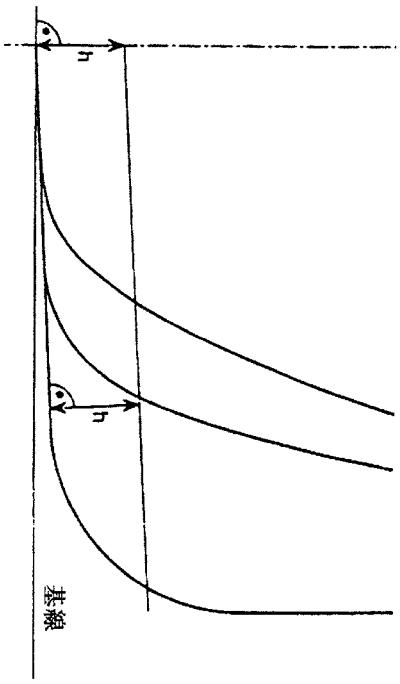
第三図　7の規定における貨物タンクの境界線



第二十規則　千九百九十六年七月六日前に引き渡された油タンカーについての二重船殻及び二重底の要件

1　別段の明示の定めがない限り、この第二十規則は、

1.1　載貨重量五千トン以上の油タンカーであつて、第一規則28.5に定義する千九百九十六年七月六日前に引き渡されたものについて適用する。

1.2　第二十八規則6の規定に関し、第十九規則及び第二十八規則の規定に適合する油タンカーであつて、第一規則28.5に定義する千九百九十六年七月六日前に引き渡されたものについては、適用しない。

1.3　1.1の規定の適用を受ける油タンカーであつて、第十九規則3.1及び3.2、同規則3.1及び4又は同規則3.1及び5の規定に適合しているもの（もつとも、貨物タンクの境界と船側外板及び船底外板との間の最小距離の要件をすべての点において満たすことを要しない。）については、適用しない。この場合において、船側における保護距離は、型式二の貨物タンクの設置について国際バルクケミカルコードに定める距離を下回らないものとし、かつ、船底の保護は、第十八規則15.2の規定に適合しなければならない。

2　この第二十規則の適用上、

2.1　「重ディーゼル油」とは、ディーゼル油（国際海事機関が認める方法によつて試験したときに摂氏三百四十度以下の温度で体積の五十パーセントを超える量が蒸留されるものを除く。）をいう。

2.2　「重油」とは、原油から得られる重質蒸留分若しくは残渣油又はそれらの混合物であつて、熱又は動力を発生させるための燃料としての使用に充てられ、かつ、国際海事機関が認める仕様に相当する品質のものをいう。

3　この第二十規則の適用上、油タンカーを次の種類に分類する。

3.1　「種類一の油タンカー」とは、原油、重油、重ディーゼル油又は潤滑油を貨物として運送する載貨重量二万トン以上の油タンカー及びこれらの油以外の油を運送する載貨重量三万トン以上の油タンカーのうち、第一規則28.4に定義する千九百八十二年六月一日後に引き渡された油タンカーについての要件に適合しないものをいう。

3.2　「種類二の油タンカー」とは、原油、重油、重ディーゼル油又は潤滑油を貨物として運送する載貨重量二万トン以上の油タンカー及びこれらの油以外の油を運送する載貨重量三万トン以上の油タンカーのうち、第一規則28.4に定義する千九百八十二年六月一日後に引き渡された油タンカーについての要件に適合する油タンカーをいう。

3.3　「種類三の油タンカー」とは、載貨重量五千トン以上で3.1及び3.2に定めるトン数未満の油タンカーをいう。

4　この第二十規則が適用される油タンカーは、二千五年四月五日又は次の表に掲げる日若しくは年における船舶の引渡しの日までに、第二十八規則6の規定に関し、第十九規則2から5まで、同規則7及び8の規定並びに第二十八規則の規定に適合するものとする。

油タンカーの種類	日又は年
種類一	千九百八十二年四月五日以前に引き渡された船舶については、二千五年四月五日 千九百八十二年四月五日後に引き渡された船舶については、二千五年
種類二及び種類三	千九百七十七年四月五日以前に引き渡された船舶については、二千五年四月五日 千九百七十七年四月五日後から千九百七十八年一月一日前までに引き渡された船舶については、二千五年 千九百七十八年及び千九百七十九年に引き渡された船舶については、二千六年 千九百八十年及び千九百八十一年に引き渡された船舶については、二千七年 千九百八十二年に引き渡された船舶については、二千八年 千九百八十三年に引き渡された船舶については、二千九年 千九百八十四年以後に引き渡された船舶については、二千十年

5　4の規定にかかわらず、油の運送のために使用されず、かつ、全貨物タンクの長さまで達する二重底若しくは二重船側のみを有し、又は油の運送のために使用されず、かつ、全貨物タンクの長さまで達する二重船殻であつて1.3の規定の適用を免除されるための条件を満たしていないものを有する種類二又は種類三の油タンカーの場合には、主管庁は、次のことを条件として、4に定める日を超える船舶の継続した運航を認めることができる。

5.1　船舶が、二千一年七月一日に運航状態にあつたこと。

5.2　主管庁が、5及び5.1に定める条件に船舶が適合したという公式な記録の検証を認めていること。

5.3　船舶の5、5.1及び5.2に定める条件が変更されないこと。

5.4　船舶の継続した運航が、当該船舶の引渡しの日後二十五年に達する日を超えないこと。

6　引渡しの日後十五年以上の種類二又は種類三に掲げる油タンカーは、決議ＭＥＰＣ九四(四六)(その改正を含む。)により海洋環境保護委員会が採択した状態評価制度（附属書の付録に適用される改正手続に関する条約第十六条の規定に従い、採択され、かつ、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）に適合するものとする。

7　主管庁は、種類二及び種類三に掲げる油タンカーの継続する運航を、状態評価制度の結果により当該タンカーが当該運航を継続するために適当と認める場合には、4に定める期限を超えて認めることができる。ただし、当該運航は、二千十五年における当該タンカーの引渡しの日又は引渡しの日後二十五年に達する日のいずれか早い日を超えて行つてはならない。

8　自国を旗国とする船舶に対し5の規定の適用を認め、又は7の規定の適用を認め、停止し、撤回し、若しくは拒否する主管庁は、その細目を直ちに国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がそのような情報を了知し、及び適当な措置をとるよう、条約の締約国に対し当該情報を回章に付する。